

第4回まちづくり広場のテーマは 敷地面積、建築物等の形態・色彩・意匠 についてです

まちづくり広場では、まちの将来イメージを共有し、その実現のために必要なまちづくりのルールについて皆様からご意見を伺います。

主な内容

1 まちの将来イメージを皆様と共有します

敷地の広さにゆとりがあり、
防災上安全なまち並み



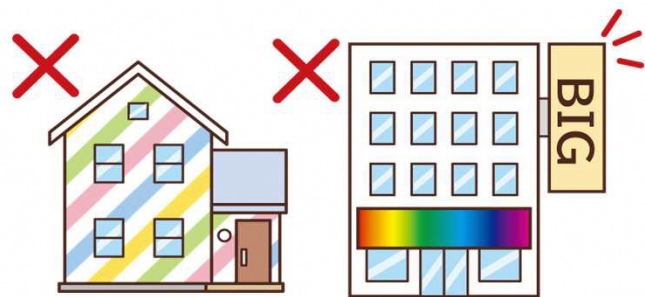
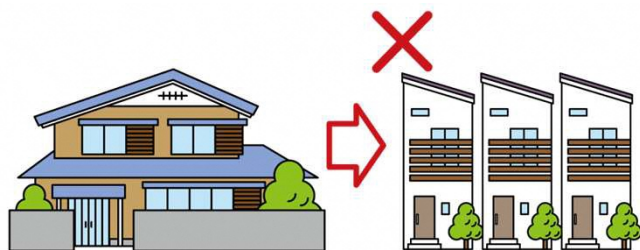
建物のデザインや色彩に
統一感のあるまち並み



2 敷地面積、建築物等の形態・色彩・意匠のルールについてご意見を伺います

ゆとりのある敷地面積とは？

まちづくりのルールでは、建て詰まりを防止し、ゆとりのある街並みを保全するために、敷地を分割する場合の敷地の最低面積を定めることができます。



統一感のあるまち並みとは？

まちづくりルールでは、統一感のあるまち並みを形成するために、建築物の形態・色彩・意匠や屋外広告物のルールを定めることができます。

まちづくりルールは、新築や建替え時に適用され、既に建っている建物に対しては、利用形態を変更しなければ適用されません

お問合せ先

練馬区 都市整備部 新宿線・外環沿線まちづくり課

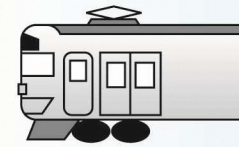
担当：山下・菅谷・市川・佐々木

☎ 176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号
✉ EN-MACHI@city.nerima.tokyo.jp

☎ 03-5984-1058 (直通)
FAX 03-5984-1226

上井草駅周辺地区 (下石神井四丁目)

第18号



まちづくりニュース

令和5(2023)年10月

【発行】練馬区 新宿線・外環沿線まちづくり課

『第4回まちづくり広場』を開催します

上井草駅周辺(下石神井四丁目)では、西武新宿線の連続立体交差事業にあわせてまちづくりを進めています。地域の皆様から、まちづくりのルールについてのご意見を伺うため、「第4回まちづくり広場」を以下のとおり開催します。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

参加方法 (①と②のいずれかを選択できます)

①会場(練馬区・杉並区共催)

会場アンケートに
お答えいただいた方に
ねり丸グッズを
差し上げます!

日時：令和5年10月21日(土) 10時～16時 ※少雨決行

ご都合のよい時間にお越しください

※延期の場合は10月22日(日)に行います
延期の際は、練馬区ホームページでお知らせします

会場：下石神井千川児童遊園
(練馬区下石神井4-4-1)

内容：パネル展示とシールアンケート
～敷地面積、建築物等の
形態・色彩・意匠について～

会場案内図



◀前回の様子

杉並区による
パネル展示

- 上井草駅駅前広場計画等について
- 先行取得用地の暫定整備工事について

当日の参加が難しい方は…

②Webアンケート

ご自宅で、通勤電車で、
空いた時間に回答できます

2次元コードまたは以下のURLでページにアクセスし、
回答してください。

URL：<https://questant.jp/q/kam4>

※ニュース4ページをお読みください。

※1つの端末から1回のみ回答が可能です。

受付期間：令和5年10月5日(木)～10月22日(日)

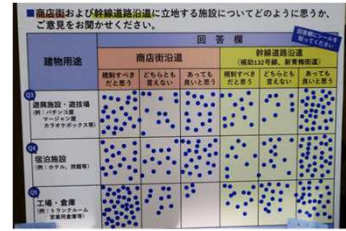


2次元コード

上井草駅周辺地区（下石神井四丁目）のまちづくりについて

令和3年度からまちづくり広場を開催し、地区の課題や話し合いの方法、まちづくりルールについて検討を進めています。
今号では、第3回まちづくり広場のアンケート結果をご報告します。

シールアンケート▶



<上井草駅周辺地区（下石神井四丁目）のまちづくりの経緯>



■第3回まちづくり広場のアンケート結果

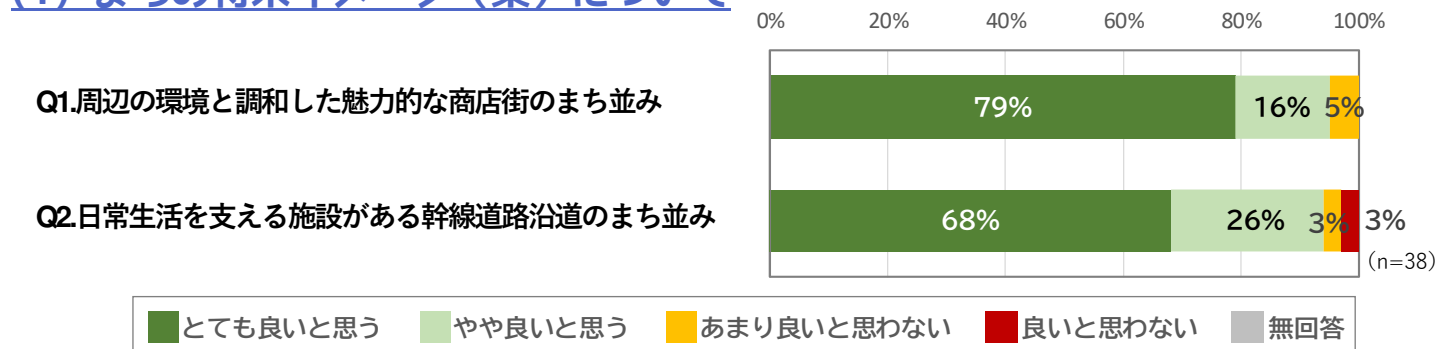
(下石神井四丁目に権利をお持ちの方、お住まいの方等38名)

- ◆実施日：令和5年3月11日(土) (会場開催日)
- ◆実施方法：来場者によるアンケート+WEBアンケート

ご協力いただき
ありがとうございました



(1) まちの将来イメージ(案)について

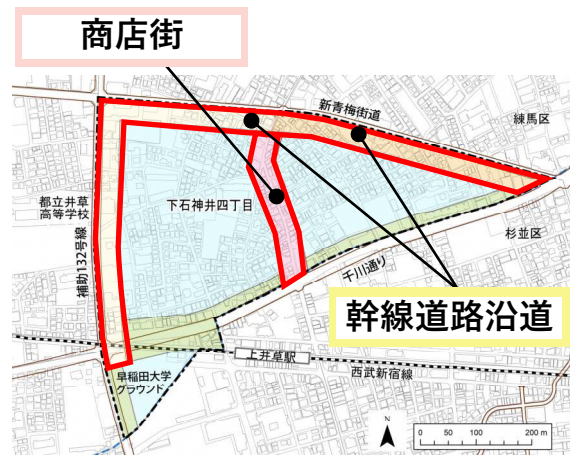


これらのまちの将来イメージを実現するため、必要なまちづくりルールについてご意見を伺いました。

(2) 建築物の用途のルールについて

商店街および幹線道路（補助132号線、新青梅街道）沿道に立地することができる建築物について、ご意見を伺いました。

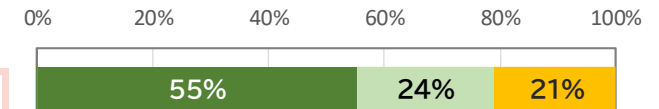
■商店街および幹線道路沿道に立地することのできる建築物の例



- その他
- 風俗営業施設
 - ポーリング場
 - 自動車教習所
 - 葬祭場 など

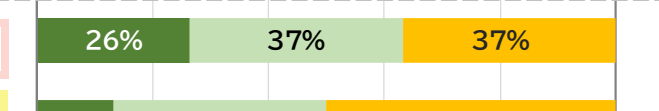
Q3. 遊興施設・遊技場
例：パチンコ屋、マージャン屋、カラオケボックス等

商店街
幹線道路沿道



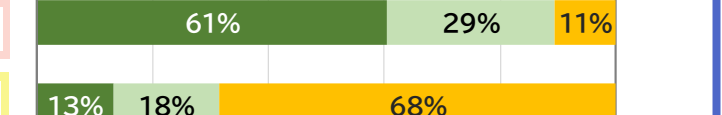
Q4. 宿泊施設
例：ホテル、旅館等

商店街
幹線道路沿道



Q5. 工場・倉庫
例：トランクルーム、営業用倉庫等

商店街
幹線道路沿道



自由意見(主なもの)

- ・商店街では学生が危なくなく、騒音等が迷惑とならない建物であると良い。
- ・商店街には騒音が出るような工場はふさわしくない。
- ・商店街では、建物の1階を店舗の用途に規制してほしい。
- ・高齢者の憩いの場として、麻雀、カラオケボックスはあっても良いのではないか。
- ・ビジネスホテル・カプセルホテル・民泊は良いが、ラブホテルは規制してほしい。
- ・風俗営業関連施設の立地は望ましくない。



アンケート結果のまとめ

建築物の用途のルールについて

- 商店街では、遊興施設・遊技場（パチンコ屋等）、工場・倉庫は規制すべき
- 幹線道路沿道では、様々な用途の施設があっても良い
- 一般的に風俗営業関連施設は望ましくない



アンケート結果の詳細は区のホームページをご覧ください。練馬 上井草 まちづくり

2次元コード▶

